

足摺宇和海国立公園指定の経緯と背景

History and Background of Ashizuri-Uwakai National Park's Designation

佐山 浩*
Hiroshi SAYAMA

Abstract: This paper shows the story and background of Ashizuri-Uwakai National Park. This national park was designated as a quasi-national park in 1955. Its area was extended in 1964 and designated the 26th national park in 1972. This national park was designated basically by marine park zone system introduced with the amendment of the Natural Parks Law in 1970. This system made the local activities accelerate toward the national park's designation with a harmony, especially of Kochi and Ehime prefectures. In accordance with this system, nine marine park zones were designated in this quasi-national park. These zones added new landscapes to this park and heightened the quality of this park. However this park was required to have more quality only with its terrestrial area for a new national park, like other typical seacoast-type national parks such as Rikucyukaigan, Saikai and San'inikaigan designated before marine park zone system started. At last the marine park zones' designation led this Ashizuri-Uwakai area to a national park, promoting to designate strictly protected area such as special protection zones, and more national park area.

Keywords: national park, quasi-national park, World National Parks Congress, marine park zone, special protection zone
キーワード：国立公園，国定公園，世界国立公園会議，海中公園地区，特別保護地区

1. はじめに

足摺宇和海国立公園は、昭和47(1972)年11月に国定公園から昇格する形で国立公園に指定された。当初、足摺国定公園として昭和30(1955)年4月に指定。元々は「渭南海岸」という名称で検討され、国立公園審議会での検討の結果として「足摺」となったものである。指定(いずれも陸域)当初、5,309haであったが、昭和39(1964)年3月に3,883haが追加指定、国立公園昇格時には全体面積が10,906.5haへと拡張された。また、昭和45(1970)年には我が国で最初の海中公園地区が指定されている。

ところで、足摺国定公園の指定に当たっては、他の18の候補地ともに検討され、昭和29(1949)年8月の第13回国立公園審議会で、国立・国定の格付け等が最終的に決定した。選定の議論は昭和23(1948)年に決定された「国立公園選定標準」に基づき、「夫々の風景形式を代表して世界にも誇ることの出来る傑出した自然風景地」¹⁾等の観点から行われ、最終結果は表-1のとおりとなったものである。このうち、国定公園指定後、国定公園のまま区域拡張がなされ、その後、国立公園に昇格した事例は、本国立公園のみである。また、昭和45(1970)年の海中公園制度発足後、指定された他の国立公園には、西表石垣(指定当初は西表)、小笠原、利尻礼文サロベツ、釧路湿原及び尾瀬の各国立公園があるが、先の国立公園審議会の候補地とはなっておらず、海中公園制度が国立公園指定に与えた影響をみる上で本国立公園は最適である。かかる状況に鑑み、本論では、足摺宇和海国立公園指定に至るまでの経緯を国会、国立公園審議会(自然公園審議会を含む)における状況及び地元の新聞記事報道の状況から詳細に経緯を辿るとともに、他の国立公園と比較することによって、海中公園制度が本国立公園指定に与えた影響を考察するものである。海中公園制度と本国立公園指定の関係については国立公園法制定50周年にあたり、国立公園行政当局が「年史」として取りまとめた「自然保護行政のあゆみ」²⁾の中での「足摺宇和海国定公園のように、すぐれた海中公園の指定により、新たな景観価値

表-1 第13回国立公園審議会での指定方針と指定状況等

指定方針	名称	指定の状況	指定後の状況
国立公園 新規候補 地(4箇 所)	三陸海岸	陸中海岸国立公園	
	五島	西海国立公園	
	九十九島	霧島国立公園編入	
国立公園 拡張候補 地(1箇 所)	伊豆半島	富士箱根伊豆国立公園編入	
	八幡平	十和田国立公園編入	
国定公園 新規候補 地(14箇 所)	伊豆七島	伊豆七島国定公園	昭和39(1964)年、富士箱根伊豆国立公園編入
	妙高戸隠	上信越高原国立公園に編入	
	白山	白山国定公園	昭和37(1962)年、白山国立公園昇格
	若狭湾	若狭湾国定公園	
	但馬海岸	山陰海岸国定公園	昭和38(1963)年、山陰海岸国立公園昇格
	青海島須佐湾	北長門海岸国定公園	
	秋吉台	秋吉台国定公園	
	石鎚山	石鎚国定公園	
	渭南海岸	足摺国定公園	昭和39(1964)年、区域拡張。昭和47(1972)年、足摺宇和海国立公園昇格。
	博多湾松浦湾	玄海国定公園	
	天草	天草国定公園	昭和31(1956)年、雲仙国立公園編入
	日南海岸	日南海岸国定公園	
	錦江湾	錦江湾国定公園	昭和39(1964)年、霧島国立公園編入

*環境省環境調査研修所

が付け加えられたとして昇格した例⁷⁾や「足摺国定公園の区域を拡張して国立公園に指定替える理由は、宇和海地区に素晴らしい海中景観があるということであった。この地域の海中には、色彩が極めて多彩で美しいサンゴ類が豊富に生息していた。そこで、陸域の景観に加えるに、最もすぐれた海中景観という構成で国立公園への昇格が理由づけられた。」⁸⁾等に限られている。また、国立公園に公園指定に関しては堀等の研究^{5), 6)}があるが、基本的に陸域を対象にしており、海中公園制度まで言及していない。その他、指定状況等に関して書かれたもの⁷⁾はあるが、本論のように詳細に経緯を辿り更に他の国立公園と比較することによって、海中公園制度が本国立公園指定に与えた影響を考察した論文等はない。方法は既存の行政資料、文献、国会議事録等によった。

2. 足摺宇和海国立公園指定に至る経緯

経緯について表-2として取りまとめた(なお、冒頭の[]内は、各々の出来事(国際会議を除く)に関係する主体の中で、関与の度合いが最も強い主体を一つ取り上げている)。

(1) 足摺国定公園指定の経緯

(i) 「国立公園施策確立に関する件」及びリッチー覚書での取扱
戦後、「国立公園指定運動が急に活発化し、国立公園行政も新しい情勢に対応する施策の樹立が必要⁸⁾」となり、昭和22(1947)年5月、「国立公園施策確立に関する件(厚生省発第41号)」が厚生事務次官より各都道府県知事あて通達された。この通達では将来国立公園として指定を考慮する7地域及び国立公園拡張地域として6地域を取り上げたが、この中には本地域は入っていない。また、戦後、国立公園の専門家として来日したリッチー氏が現地調査等を行い、昭和23(1948)年11月に取りまとめて「戦後の国立公園行政推進で重要な指標となった」⁹⁾リッチー覚書¹⁰⁾にも本地域は入っていない。

(ii) 戦後初期の国会での状況

一方で、国会では、まず、昭和22(1947)年10月21日開催の第1国会衆議院国土計画委員会¹¹⁾において「高知縣幡多郡海岸地帯を国立公園に指定の請願」について高知県宿毛出身の林議治議員が「…十二分に御調査を願ひまして、願わくば国立公園として御指定いただきますように、地方からも要望がございますので、ぜひこの際十分の御調査の上御決定あらんことを希望…」と発言したのに対し、三木行治厚生技官は「…国立公園として指定いたすことができますか、あるいはできませんならばこの準用規定によりまして縣立公園等にいたしまして、観光事業の推進をはかる…」と答弁し、国立公園行政当局として国立公園の可能性を示唆した。

また、昭和23(1948)年11月24日開催の第3国会衆議院厚生委員会¹²⁾では「高知縣の一部を四國国立公園区域に編入の請願」が提出され、長野長廣議員が「…瀬戸内海国立公園の中の四國の領域に、高知縣の地域を編入されたいというもの…。ここにすみやかに高知縣室戸衛、高知港、足摺岬を含む一帯の海岸を瀬戸内海に加えて…」と既指定の瀬戸内海国立公園に足摺一帯だけでなく、高知県一帯の名勝地を追加指定するよう発言。これに対し、厚生省飯島国立公園部長は「…景勝地として世界的にも價值があるものと認められておりますので、すみやかに調査の上、善処したいと考えております。」と答弁している。

(iii) 高知県及び国立公園審議会での状況

こうした国会等での状況に対し、高知県観光審議会が、昭和25(1950)年に「渭南国立公園候補地学術調査報告書」¹³⁾を取りまとめる。同書の中で、石川重治郎高知女子大学講師(当時)が「渭南の海は水温が高く、溶存酸素の量も多く、動物性プランクトンも豊富である。従つて造礁サンゴの発育が著しい。一度小船に乗つてこぎ出すと、水面下は想像に絶する美観である。」¹⁴⁾と記述しているように海の中の景観にも触れている。その後、国立

表-2 足摺宇和海国立公園指定に至る国、国会等各主体の主な動き

年月	出来事
昭和 22(1947)年	[国] 厚生省、「国立公園施策確立に関する件」通達(5月)。
昭和 22(1947)年	[国会] 第1国会衆議院国土計画委員会で「高知縣幡多郡海岸地帯を国立公園に指定の請願」につき質疑応答(10月)。
昭和 23(1948)年	[国] 国立公園に對する C.A.77第一覽書が取りまとめられる(11月)。
昭和 23(1948)年	[国会] 第3国会衆議院厚生員会で「高知縣の一部を四國国立公園区域に編入の請願」につき質疑応答(11月)。
昭和 25(1950)年	[県] 渭南国立公園候補地学術調査報告書が取りまとめられる(9月)。
昭和 26(1951)年	[国] 第8回国立公園審議会、「自然公園候補地の選定」諮問(11月)。
昭和 27(1952)年	[国] 第10回国立公園審議会、渭南海岸を含む19の国立・国定公園候補地答申(9月)。
昭和 29(1954)年	[国] 第13回国立公園審議会、国定公園候補地として答申(8月)。
昭和 30(1955)年	[国] 足摺国定公園指定(4月)。
昭和 34(1959)年	[市町村] 千尋崎の造礁サンゴ、土佐清水市指定保護文化財となる(2月)。
昭和 34(1959)年	[県] 高知県、土佐湾国立公園構想を発表(年末)。
昭和 35(1960)年	[市町村] 土佐清水市足摺国定公園昇格推進特別委員会開催(1月)。
昭和 35(1960)年	[市町村] 足摺国立公園期成同盟会結成(5月)。
昭和 35(1960)年	[県] 高知県、足摺編と室戸編から成る「足摺室戸国立公園候補地基本調査」を取りまとめる(12月)。
昭和 36(1961)年	[県] 高知県、土佐湾国立公園(足摺、室戸国立公園)構想断念(4月)。
昭和 36(1961)年	[国] 第8回自然公園審議会に「国立公園の体系整備について」等、諮問(9月)。
昭和 36(1961)年	[国] 第9回自然公園審議会答申により、足摺国定公園の国立公園指定見送られる(12月)。
昭和 37(1962)年	[国] 第10回自然公園審議会で法華津峠等の国定公園編入決定(4月)。
昭和 37(1962)年	第1回国立公園会議開催される(於:シアトル)(6-7月)。
昭和 38(1963)年	[市町村] 足摺国立公園期成同盟会、運動再開(5月)。
昭和 38(1963)年	[県] 高知県が(財)日本自然保護協会に依頼した調査、実施される(11月)。
昭和 39(1964)年	[国] 足摺国定公園、区域拡張(3月)。
昭和 39(1964)年度	[国] 「海中公園の設定に関する研究」始まる。
昭和 39(1964)年	[県] 高知県、「見残湾の造礁サンゴ」を県天然記念物に指定。高知・愛媛両県が(財)日本自然保護協会に依頼した調査、進められる(6月)。
昭和 40(1965)年	[県] 愛媛県、「宇和海特殊海中資源群」を県天然記念物に指定(4月)。
昭和 41(1966)年	第11回太平洋学術会議が日本で開催される(8-9月)。
昭和 43(1968)年	[国] 自然公園審議会、「自然公園制度の基本的方策に関する答申」(4月)。
昭和 45(1970)年	[国会] 海中公園制度を含む自然公園法改正案、可決成立(5月)。
昭和 45(1970)年	[国] 足摺国定公園他、全国第1号の海中公園地区指定される(7月)。
昭和 46(1971)年	[国] 第36回自然公園審議会で足摺国定公園の国立公園昇格決定(11月)。
昭和 47(1972)年	[国] 足摺宇和海国立公園指定(11月)。

注) 出来事中、冒頭の[]内は、国際会議を除いて、各出来事に関する主体の中で、関与の度合いが最も高い主体を一つ取り上げている。

公園等の候補地は昭和26(1951)年11月の第8回国立公園審議会において「自然公園候補地の選定」として諮問され、昭和27(1952)年9月の第10回国立公園審議会において、渭南海岸等、19地域が国立・国定公園の候補地として選定された。その際、これら候補地をそれぞれ独立した国立公園にするのか国定公園にするのか、既設の国立公園の拡張区域とするのか、二つ以上の候補地を併せて一つの公園とするのか今後調査のうえ決定することとされ、昭和29(1954)年8月の第13回国立公園審議会にお

る審議の結果、最終的に国立公園候補地となった。また、名称は「渭南海岸」ではなく「足摺」とすることが適当となり、「足摺」国立公園として昭和30（1955）年4月1日に指定された。審議では、風景型式毎に候補地が区分された。本地域は若狭湾、青海島須佐湾、博多湾松浦湾、九十九島とともに「樹枝状海等」に区分され¹⁹、最終的に九十九島のみ五島と併せて国立公園候補地となった。

（2）足摺国立公園指定後の国立公園化への動き

（i）高知県による土佐湾国立公園構想

国立公園指定後は昭和34（1959）年頃から、高知県による室戸岬と併せた土佐湾国立公園構想としての動きが見られた。昭和35（1960）年1月10日付け高知新聞には『①昭和34年末、溝淵知事（当時）が、厚生省島中公園部長の意向として土佐湾国立公園化の構想を発表。②1月8日に高知県と室戸市の関係者が懇談会を開催したところ、規定方針どおり室戸岬は国立公園指定としての実現を目指していくことを確認。』と掲載されている。続く同年1月20日付け高知新聞には『①1月18日に、土佐清水市足摺国立公園昇格推進特別委員会が開催、委員会の運動等について協議し、足摺国立公園の国立公園昇格を目指す。③全県下のものにするための結成を急ぎ、関係市町村を回り、協力を求める。』ことを内容とする記事が掲載される。そして、愛媛県側の周辺市町村に呼びかけを行い、昭和35（1960）年5月31日には足摺国立公園期成同盟会が結成された²⁰。

（ii）土佐湾国立公園（足摺室戸国立公園）の断念

こうした状況下、高知県は昭和35（1960）年12月に足摺篇と室戸篇から構成される「足摺室戸国立公園候補地基本調書」²¹を取りまとめた。しかしながら、最終的には昭和36（1961）年4月12日付け高知新聞記事に掲載された溝淵高知県知事談話のとおり『①県としては、足摺、室戸を1国立公園として運動を展開したが、国立公園審議会の真意を確かめたところ足摺は国立、室戸は国立に分離したほうが実現することが容易。足摺については、背後の国有林を含め樹海を中心に1～2千haの保存地域を指定するなら国立公園昇格の可能性が高まる。②室戸については、徳島県の橋湾までの海岸線を含める必要がある。これを実現し、次の段階として国立公園昇格運動を起こす。これらの点、地元と協議し、申請書を分離して再提出する。』とし、土佐湾国立公園を断念した。

（iii）昭和39（1964）年の足摺国立公園地域拡張の過程

同時期、国では、国立・国立公園全体の体系見直しを図るべく、昭和36（1961）年9月13日に、第8回自然公園審議会に「国立公園の体系整備について」及び「国立公園候補地の選定」の2件について諮問が行われた。内容は、国立公園体系整備関係が11件で、うち国立公園から国立公園に昇格を検討するものとしては山陰海岸、足摺等の5地域があった。最終的には、同年12月12日の第9回自然公園審議会答申により、足摺国立公園の国立公園指定は見送られ、昭和37（1962）年4月の第10回自然公園審議会で、法華津峠、滑床及び蔦淵半島以南を足摺国立公園に編入することで決着し、昭和39（1964）年3月3日に拡張された。

（3）海中公園制度の発足と国立公園昇格までの経緯

（i）国立公園昇格に向けた高知、愛媛県下での動き

結局、国立公園昇格は叶わなかった。一方、足摺国立公園期成同盟会は国立公園昇格が断られた以降、一端は立ち消えになったものの昭和38（1963）年5月25日の会合の結果、国立公園昇格を昭和39（1964）年度内に実現させるように運動を再開した²⁰。丁度この頃、「海中公園」についての記事が愛媛新聞の社説として掲載されている²²。本海中公園構想は、昭和37（1962）年6～7月に開催された第1回世界国立公園会議において「危機に瀕する浅海の生物を救うために生息地を保護するべく、海中に公園ま

たは保護区を設定するよう各国政府に勧告」²⁰したことがきっかけとされている²¹。そして指定に向けた調査が進められた。高知・愛媛両県は（財）日本自然保護協会（以下「自然保護協会」という。）に依頼した²²。また、これより先に高知県は、自然保護協会による調査を行っている²³。そして上記調査結果等を踏まえ、高知県は、昭和39（1964）年6月、既に昭和34（1959）年2月に土佐清水市指定保護文化財となっていた千尋崎の造礁サンゴを含む「見残湾の造礁サンゴ」を、昭和40（1965）年4月には愛媛県が宇和海のサンゴ類等を「宇和海特殊海中資源群」として、各々県天然記念物に指定した。

（ii）海中公園制度の発足と海中公園地区の指定

一方、厚生省では、昭和39（1964）年度に自然保護協会に委嘱し、「海中公園の設定に関する研究」を始めた。また、自然保護協会は都道府県からの依頼を受け全国各地で調査を実施した²⁴。こうした状況の中、昭和41（1966）年8月から9月にかけて日本で開催された第11回太平洋学術会議の特別シンポジウムで「海中公園」が取り上げられ「海中公園及び海中保護区の設定に通ずる研究に着手することを促進するよう決議」²⁵されている。更に、昭和43（1968）年4月の自然公園審議会による「自然公園制度の基本的方策に関する答申」の中でも、海中景観の保護及び利用のための措置が必要であることが盛り込まれた。そして、海中公園制度を盛り込んだ自然公園法改正案は最終的に、昭和45（1970）年の第63回特別国会において可決成立した。制度成立直後の同年7月1日には全国第1号の海中公園が指定され、足摺国立公園では足摺地区で3箇所（16.8ha）と宇和海地区で6箇所（32.3ha）が指定されて合計49.1ha²⁶となり、全国で指定された面積の18.3%にも上っている。

（iii）足摺宇和海国立公園の指定

昭和40（1965）年代に入ると、全国的にみても新たな国立公園指定に向けた動きが始まった。特に昭和43（1968）年の小笠原諸島の本土復帰及び沖縄の近い将来の復帰等を踏まえ「亜熱帯地域の新しい国立公園・国立公園設定の可能性が生じたこと、あるいは海中公園指定に伴う再検討を必要とする機運が生じたこと」²⁷等により、小笠原、西表と共に足摺国立公園の国立公園昇格が浮上してきた。そして昭和46（1971）年11月19日、第36回自然公園審議会で正式に足摺の国立公園昇格が決まった。答申の冒頭には「一 国立公園の体系整備については、近年高まりつつある自然保護の国民的要望に対処するとともに、海中公園地区の指定が始められたことからすぐれた海中景観等、新たな評価が加えられた地域も含めて国立公園候補地、或いは拡張候補地を取り上げることが適当」²⁸とあり、海中公園が新たな評価軸として加わっていることが示された。一方で、足摺国立公園の国立公園昇格には、2つの条件（①保護計画の適正化、②沖ノ島地区の公園区域への編入）が示された。陸域の規制強化と区域拡張を強く求めるものであった。そして、最終的に国立公園指定に際しては、沖ノ島地区等、合計で1,672.5haが加わり、特別保護地区も全指定面積10,905.6haのうち、956.8haが指定された。併せて、海中公園地区は沖ノ島地区で5箇所（36.3ha）、檜西地区で2箇所（16.8ha）が加わって足摺宇和海国立公園全体で107.3ha²⁹となった。

3. 他の国立公園指定時の状況の比較

国立公園昇格時においては、審議会での指摘事項を踏まえ、陸域部分においても国立公園に相応しい地域の取り込みと適正な地種区分指定が図られた。このことを踏まえて海中公園制度が出来る前の昭和30（1955）年代に「海の風景型式を代表」³⁰して新規指定された陸中海岸国立公園、西海国立公園や昭和38（1963）年に国立公園から昇格した山陰海岸国立公園の国立公園指定時点での地種区分毎の割合を比較したのが表-3である。本国立公園

の特別保護地区の面積割合が海中公園制度発足前に指定された他の国立公園と比較して最も高い。本国立公園の場合、昭和39(1964)年の区域拡張時に特別保護地区が指定されることはなく、昭和45(1970)年の海中公園指定時に6.9haが指定され、国立公園昇格に際して、956.8haと全指定面積(陸域)の8.8%、約1割を占めるに至った。これらのことから、本国立公園の指定には、特別保護地区の指定状況に代表されるように同じタイプの他の国立公園と比較して、遜色ない資質が客観的にも確保される必要があったといえる。

4. 海中公園制度が足摺宇和海国立公園の指定に与えた影響

前述したように本国立公園では、昭和25(1950)年に取りまとめられた「渭南国立公園候補地学術調査報告書」の中で既に海中景観の素晴らしさについて触れられているように、海中景観は本地域の特色として、当初から注目されていた。昭和34(1959)年には土佐清水市が指定保護文化財として保護を始めた。海中公園制度が検討されると、これが契機となり逸早く調査が行われ、報告書が取りまとめられ³⁰⁾、高知、愛媛両県は共に県天然記念物指定を行った。そして、全国第1号の海中公園地区指定へと繋がった。海中公園地区の指定は、地域的に認められていたものが、日本を代表する海中景観として認められたことでもあった。更に全国第1号となる海中公園地区の指定は、質の高い海中景観を全国的に広くアピールするもので、国立公園指定の駆動力となり、特別保護地区等の陸域の規制強化や区域拡張を促進させ、国立公園指定に繋がったといえよう。

また、土佐湾国立公園構想を持っていた高知県と異なる考え方を持っていた地元市町村との関係改善にも好影響を与えたものと思われる。

5. おわりに

昭和47(1972)年11月4日付け高知新聞には、昭和36年12月の自然公園審議会決定に際し、山陰海岸国立公園との間で「八対七」の一票差で国立公園にならなかったことが書かれている。その真偽はともかく、山陰海岸は6.2%の特別保護地区を持って国立公園に昇格し、特別保護地区の指定のない足摺国立公園の国立公園昇格は見送られた。前述したように昭和36(1961)年4月12日付け高知新聞記事は高知県知事の談話の中で、国立公園審議会議長の話として、1~2千haの保存地域の指定により国立公園昇格の可能性が高まることを報じている。国立公園指定に際し、特別保護地区を重視する見方は昭和30(1955)年代に芽生え、同年代には新規国立公園指定を中心とした特別保護地区拡大されており³¹⁾、当時の審議会の国立公園指定に対する考え方が端的に示されている。

また、海中公園地区は、改正された自然公園法上、特別保護地区と同列として追加されたものであり、「海の特別保護地区」という見方も出来る。そして現在、海中公園第1号が指定された国立公園のうち、国立公園に昇格したのは足摺宇和海国立公園のみとなっている。これらのことから、昇格していない玄海国立公園及び日南海岸国立公園の地種区分の状況等を調べることにより、その理由がより浮き彫りになると思われ、今後の課題としたい。

注・引用参考文献

- 1) 厚生省国立公園部(1954):国立公園の選定:国立公園No.57/58, 3
- 2) 環境庁自然保護局(1981):自然保護行政のあゆみ:第一法規

表-3 足摺宇和海国立公園を含む海域型国立公園の地種区分毎の面積及び指定面積に対する割合(%)の比較
単位:ha.()内は%

国立公園名	指定面積(陸域)	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
西海	24,324.0	55.0(0.2)	769.0(3.2)	13,927.0(57.3)	8,959.0(36.8)	614.0(2.5)
陸中海岸	8,614.0	448.0(5.2)	724.0(8.4)	4,250.0(49.3)	1,147.0(13.3)	2,045.0(23.7)
山陰海岸	8,995.9	556.2(6.2)	324.0(3.6)	4876.5(54.2)	3,006.4(33.4)	232.8(2.6)
足摺宇和海	10,906.5	956.8(8.8)	925.8(8.5)	4,477.1(41.0)	4,230.0(38.8)	317.4(2.9)

- 出版株式会社, 786pp
- 3) 前掲書2), 149
- 4) 前掲書2), 222
- 5) 堀繁(1993):わが国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究(I)-指定と保護計画-:東京大学農学部附属演習林報告第90号
- 6) 佐山浩(2003):わが国の昭和30年代における国立公園指定の特徴と背景:ランドスケープ研究66(5), 397-400
- 7) 例えば, ①国立公園協会編(1954):新しい国立公園紹介~足摺~:国立公園No.57/58, 30-31 ②杉尾伸太郎(1972):足摺宇和海国立公園の指定:国立公園No.277, 27-30など
- 8) 前掲書2), 93
- 9) 油井正昭(2007):自然公園法制定への道程:2007自然公園の手びき:財団法人国立公園協会, 2
- 10) 厚生省大臣官房国立公園部(1948):国立公園に対するC.A.R.リッチー覚書, 56pp
- 11) 国立国会図書館:第1国会衆議院国土計画委員会議録第18号:国会会議録ホームページ<http://kokkai.ndl.go.jp>, 2007.10.10参照
- 12) 国立国会図書館:第3国会衆議院厚生委員会議録第4号:国会会議録ホームページ<http://kokkai.ndl.go.jp>, 2007.10.10参照
- 13) 高知県観光審議会(1950):渭南国立公園候補地学術調査報告書:渭南国立公園期成同盟会, 130pp
- 14) 前掲書13), 22
- 15) 国立公園協会編(1952):自然公園候補地の決定:国立公園No.35, 22-26
- 16) 高知新聞1960年6月2日朝刊
- 17) 高知県(1960):足摺室戸国立公園候補地基本調査:高知県, 265pp&149pp
- 18) 高知新聞1963年5月28日朝刊
- 19) 愛媛新聞1963年3月18日朝刊/愛媛新聞1963年5月27日朝刊
- 20) 海中公園センター編(2001):海中公園の歴史:海の自然を守る:財団法人海中公園センター, 18
- 21) 財団法人国立公園協会(1990):国立公園を語る(12):国立公園No.482, 40
- 22) 財団法人自然保護協会(1965):日本自然保護協会調査報告第13号足摺国立公園宇和海海中公園報告:財団法人自然保護協会, 41pp/財団法人自然保護協会(1965):日本自然保護協会調査報告第14号高知県電串・沖ノ島周辺海中公園調査報告:財団法人自然保護協会, 54pp
- 23) 高知県(1963):高知県渭南海岸の海中公園調査報告書:高知県, 25pp
- 24) 日本自然保護協会三十年史編集委員会(1985):自然保護のあゆみ:財団法人自然保護協会, 205-213
- 25) 日下部甲太郎(1966):海中公園への道程:国立公園No.207/208, 13
- 26) 厚生省国立公園部(1970):足摺国立公園(足摺海中公園地区, 宇和海海中公園地区)公園計画の一部決定, 4-6
- 27) 前掲書2), 143
- 28) 国立公園協会編(1972):小笠原など四国立公園の指定を答申:国立公園No.266, 26
- 29) 環境庁自然保護局(1972):足摺宇和海国立公園候補地公園区域及び公園計画, 44-46
- 30) 国立公園部(1964):国立公園の選定:国立公園No.57/58, 5
- 31) 海中公園センター編(1977):海中公園資料:財団法人海中公園センター, 11-13
- 32) 前掲書6), 399